

## 一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題 (R7.3.21)

### (解答編)

申請者名（法人名）

受験者の氏名

#### (注意事項)

- ※ 事業者とあるのは、一般貨物自動車運送事業者を指します。
- ※ 設問の中には、文言等を一部省略しているものもあります。

I. 次の問題の1から15の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を( )内に記入しなさい。

#### 問1 (定義)

貨物自動車運送事業法において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を経営する者の行う運送（自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。）を利用してする貨物の運送をいう。

(貨物自動車運送事業法)

( ○ )

#### 問2 (欠格事由)

許可を受けようとする者が、1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者であるとき、国土交通大臣は一般貨物自動車運送事業の許可をしてはならない。

(貨物自動車運送事業法)

( × )

#### 問3 (運送約款)

国土交通大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを変更して公示した場合を含む。）において、事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、許可を受けたものとみなす。（貨物自動車運送事業法）

( × )

#### 問4（事故の報告）

事業者は、その事業用自動車が転覆し、火災を起こし、その他国土交通省令で定める重大な事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を国土交通大臣に届け出なければならない。

（貨物自動車運送事業法）

（○）

#### 問5（事業の譲渡し及び譲受け等）

事業者たる法人の合併及び分割は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、事業者たる法人と一般貨物自動車運送事業を経営しない法人が合併する場合において事業者たる法人が存続するとき又は事業者たる法人が分割をする場合において一般貨物自動車運送事業を承継させないとときは、この限りでない。（貨物自動車運送事業法）

（○）

#### 問6（過労運転等の防止）

事業者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等に対して十分な休息を取らせた上で業務させなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（×）

#### 問7（輸送の安全）

事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通大臣が告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の速達性の向上に努めなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（×）

#### 問8（運行記録計による記録）

事業者等は、車両総重量が7トン以上又は最大積載量が5トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（×）

### 問 9 (事業)

国土交通大臣が指定をした地方貨物自動車運送適正化事業実施機関は、輸送の安全を阻害する行為の防止その他この法律又はこの法律に基づく命令の遵守に関し貨物自動車運送事業者に対する指導を行う。(貨物自動車運送事業法)

( ○ )

### 問 10 (進路の変更の禁止)

車両は、進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる車両等の速度又は方向を急に変更させることとなるおそれがあるときは、進路を変更してはならない。(道路交通法)

( ○ )

### 問 11 (業務の記録)

事業者等は、事業用自動車に係る運転者等の業務について、当該業務を行った運転者等ごとに、運転者等の氏名、従事した運行の業務に係る事業用自動車の自動車登録番号、業務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び業務に従事した距離等を記録させ、かつ、その記録を3年間保存しなければならない。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

( × )

### 問 12 (運行管理規程)

事業者等は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあってはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の処理基準に関する規程を定めなければならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

( ○ )

### 問 13 (有償運送)

自家用自動車は、有償で運送の用に供してはならない。ただし、災害のため緊急を要するときや、公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するときは、この限りでない。(道路運送法)

( ○ )

#### 問 1 4 (移転登録)

新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から 30 日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。(道路運送車両法)

( × )

#### 問 1 5 (従業員に対する指導及び監督)

事業者は、当該事業に係る主な道路の状況その他の事業用自動車の運行に関する状況、その状況下において事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転の技術および法令に基づき自動車の運転に関して遵守すべき事項について、運転者に対する適切な指導及び監督をしなければならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

( ○ )

II. 次の問題 16 から 21 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

#### 問 1 6 (許可の基準)

国土交通大臣は許可の基準を定めているが、次の中で正しいものを 1 つ選び記入しなさい。(貨物自動車運送事業法)

- ア. 事業を自ら的確に遂行するに足る取引先を有すること。
- イ. 事業の遂行上適切な従業員を有すること。
- ウ. 事業計画が過労運転の防止その他輸送の安全を確保するため適切なものであること。

( ウ )

#### 問 1 7 (事業計画の変更の認可の申請)

事業者は、事業計画の変更をしようとするときは、貨物自動車運送事業法施行規則で定める届出事項を除き認可が必要となります。次の中で認可事項に該当するものに○を、届出事項(軽微な事項等)に該当するものに×を付けなさい。(貨物自動車運送事業法)(貨物自動車運送事業法施行規則)

- ア. 営業所又は荷扱所の名称の変更 ( × )
- イ. 休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力の変更 ( ○ )
- ウ. 自動車車庫の位置及び収容能力の変更 ( ○ )
- エ. 主たる事務所の名称及び位置の変更 ( × )

### 問18(速報)

事業者等は、その使用する自動車について、事故があったとき又は国土交通大臣の指示があったときは、24時間以内においてできる限り速やかに、その事故の概要を運輸監理部長又は運輸支局長に速報しなければならないこととなっております。速報しなければいけない事案に該当する場合には○を、該当しない場合には×を付けなさい。(自動車事故報告規則)

- ア. 5人以上の負傷者を生じたもの ( × )  
イ. 酒気帯び運転を伴うもの ( ○ )

### 問19(従業員に対する指導及び監督)

事業者は、貨物自動車運送事業輸送安全規則で定める運転者に対して、国土交通大臣が告示で定めるところにより、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が認定する適性診断を受けさせなければならないことになっています。適性診断の対象となる運転者を次の中から選び○印を、そうでないものに×印を記入しなさい。(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

- ア. 死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者 ( ○ )  
イ. 運転者として新たに雇い入れた者 ( ○ )  
ウ. 高齢者(65才以上の者をいう。) ( ○ )

## 問20（事業報告書及び事業実績報告書）

事業者は貨物自動車運送事業報告規則に定める報告書を、提出期限までに提出しなければならないことになっています。次の①と②の報告書の報告期間及び提出期限をア～カの中から選び記入しなさい。

### （貨物自動車運送事業報告規則）

- ① 事業報告書 (エ)  
② 事業実績報告書 (イ)

- ア. 前年1月1日から12月31日までの期間に係るものを毎年5月31日まで  
イ. 前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを毎年7月10日まで  
ウ. 前年4月1日から3月31日までの期間に係るものを毎年12月31日まで  
エ. 每事業年度に係るものを当該事業年度の経過後100日以内  
オ. 每事業年度に係るものを当該事業年度の経過後120日以内  
カ. 每事業年度に係るものを当該事業年度の経過後毎年5月31日まで

## 問21（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示によって定められています。次の中から正しいものを3つ選び記入しなさい。（自動車運転者の労働時間等の改善のための基準）

- ア. 拘束時間は、1箇月について284時間を超えないものとすること。  
イ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間は延長する場合であっても最大拘束時間は、17時間とすること。  
ウ. 勤務終了後、継続13時間以上の休息期間を与えるよう努めること。  
エ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとすること。  
オ. 連続運転時間は、4時間を超えないものとすること。

(ア)(エ)(オ)